

許可証等再交付申請書

許可証、タンク検査済証又は保安検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した者は、管理者に再交付を申請することができます。

| | |
|------|---|
| 提出時期 | 随時 |
| 提出者 | 再交付を受けようとする者 |
| 受付窓口 | <p>危険物施設の所在する場所の所轄消防署、支署（出張所、分遣所を除く。） 予防・危険物担当係です。</p> <p>●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。</p> |
| 手数料 | 不要 |
| 注意事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の押印が必要です。 2 提出部数は1部です。 3 許可証等を汚損又は破損したことにより申請をする場合は、申請書に当該許可証等を添付してください。 4 許可証等を亡失して再交付を受けた後に、亡失した許可証等を発見した場合は、速やかに管理者へ提出してください。 |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 再交付する許可証等は、危険物等変更届出又は危険物製造所等譲渡引渡届出により氏名及び住所等の変更があった場合においても、従前（最終の交付を受けた設置者名）のまま記載します。 2 再交付する許可証等の管理者名は、従前の許可証等を交付した当時の管理者名となります。 |
| 根拠法令 | <p>西胆振行政事務組合危険物規制規則第 15 条</p> <p>消防法第 11 条第 2 項の規定による許可証、政令第 8 条の 2 第 7 項の規定によるタンク検査済証（省令別記様式第 14 の副を除く）又は省令第 62 条の 3 第 3 項の規定による保安検査済証（以下「許可証等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した者は、管理者に再交付を申請することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の規定による再交付の申請は、許可証等再交付申請書（別記様式第 22 号）により行わなければならない。 3 許可証等を汚損し、又は破損したことにより第 1 項の申請をしようとする者は、前項申請書に当該許可証等を添付しなければならない。 4 許可証等を亡失して再交付を受けた者が、亡失した許可証等を発見したときは、これを速やかに管理者へ提出しなければならない。 |

別記様式第22号 (第15条関係)

許 可 証 等 再 交 付 申 請 書

| | | | |
|-----------------------------------|---------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | | | |
| 西胆振行政事務組合 管理者 | | 様 | |
| 申 請 者 | | | |
| 住 所 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 | | | |
| 氏 名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印 | | | |
| 電 話 〇〇-〇〇〇〇 | | | |
| 設 置 者 | 住 所 | 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 | |
| | 氏 名 | 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 | |
| 設 置 場 所 | | 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 | |
| 製 造 所 等 の 別 | | 貯蔵所 | 貯蔵所又は 取扱所の区分 地下タンク貯蔵所 |
| 再交付を 受けよう とする許可 証等の 別 | 設置許可証 | 設置の許可年月日及び許可番号 平成2年11月10日 設許 第27号 | |
| | 変更許可証 | 変更の許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号 | |
| | タンク検査済証 | タンク検査年月日及び検査番号 年 月 日 第 号 | |
| | 保安検査済証 | 保安検査年月日及び検査番号 年 月 日 第 号 | |
| 再 交 付 申 請 の 理 由 | | 亡失のため | |
| そ の 他 必 要 な 事 項 | | | |
| ※ 受 付 欄 | | ※ 経 過 欄 | |
| | | 再交付年月日 | |

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 亡失した許可証等を発見したときは、速やかに管理者へ提出すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。